

## IX 医療課

医療課は、指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査等業務に関する指導監督を行っています。

また、特定機能病院に対する医療監視などに関する業務を行っています。

### 1 各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること。

#### (1) 概要

指導監査課（宮城県）及び各県事務所が行う指導監査等の業務について、進捗状況の把握及び業務支援を行っています。

#### (2) 各県事務所等

指導監査課（宮城県）、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所、福島事務所

### 2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること

#### (1) 概要

「国の開設する病院、診療所及び助産所」とは、厚生労働省、防衛省、法務省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院等です。

この国が開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

東北厚生局は、国が開設する病院等から提出された申請書、通知書の書類審査及び構造設備について、立入検査を実施しています。（平成 26 年度まで）

平成 27 年 4 月からは、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）及び「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）等に基づき、地方公共団体に事務移譲となりました。

#### (2) 根拠法令等

ア 医療法第 7 条第 2 項、第 27 条

イ 医療法施行令第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 4 条の 5

ウ 医療法施行規則第 24 条第 10 号、第 24 条第 11 号、第 29 条第 1 項、第 2 項

(1) 実績 (平成 22 年度～平成 26 年度)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開設承認事項の変更承認	96	110	118	124	104
開設承認事項の変更に伴う構造設備の使用承認	78	98	95	115	74
使用前検査 (立入検査)	17	23	26	20	19
各種届出の受理	116	118	143	123	127

(4) 対象医療機関

- ア 病院は 32 施設 参考資料 9 (1)「国の開設する病院一覧 (東北)」のとおり
- イ 診療所は 45 施設 参考資料 9 (2)「国の開設する診療所一覧 (東北)」のとおり
- ウ 助産所は設置なし

### 3 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査 (いわゆる医療監視) を行わせるため、医療法第 26 条の規定により命じられた職員です。

○ 特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等提供を行う場として、医療法第 25 条第 3 項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

(2) 根拠法令等

医療法第 25 条第 3 項

(3) 実績

特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の 6 施設に対して年に 1 回実施しています。検査にあたっては、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適

合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応等について確認するなどの指導を実施しました。

参考資料 9 (3) 「特定機能病院一覧」のとおり